

であります。仕事大のものが大きくないので、こうであるが、但生問題に
ついても千三百万の当初予算に拘り、何をすべきで適用したのか、これだけ
では一年間は何もしなかったよに見え、まずいけれども、私は適用ができた
のだから、仮払いをしたのはいいと思っております。一体この金はいつ返す
のか、返す旨、役場に金が残るのかと云ふことが、又適用はあつた
が、総のうしろめかしい、これは願う問題である、一般倉庫から適用
したというように、一体何かもうくさたり、身体的に説明願いたいと
思っています。

ハ十二番（大久保一郎）にたいして、いろいろ御審議さうお拘りですか、十八番、十九番
議員の御意見も御聴いてもいいと思ひます。又現状の御審議が、発展途
上にあり、現在、理事部の意見をうかがつてありますけれども、いまだ
つ解す範囲内の方針といふことが、すばくとも、三、四年後まで
には、いかにいふかと思ひます。こういった事柄が、いかにいふか、

各井では、まづいと思つてあります。御審議を結成し、現状
まづい位あるもの、大体の数字は、つめたは、ありません。まづい
ことを、素直に議会には、あり、秋の解す範囲内の方針を、うかがつたの
という点について、十八番、十九番議員の見解も、同じだと思ひます。今後
は、是非とも、このよう、御審議のいいように、進めたいと思ひます。本件について
は、われわれ議員にとり、最も重要な課題であり、本件については、町長は
必ずや、なすところ、をわれわれ、認めるか、どうか、と、可決される
わけであり、まづ、御審議進行を願ひたいと思ひます。

ハ十八番（石川信義）秋の復旧に対する、各井の、いかにいふか、お願ひい
たします。

ハ町長（瀬市孝蔵）御審議人に対しては、是非、当初、百六、七、八、九、十、の
予定して、お拘りして、いかにいふか、御審議も、御審議あり、その結果、御生
町の、復旧した、結果、いかにいふか、と、御審議、いかにいふか、

石当り二百有南あるわけ、職員数等いろいろは関係から前処理
費はつるわけのやうあります。協議人のものみ決断はそれいふのは
ないかという所協議は入の通りで、なんとしてその事業は非常に難し
い点がある点に対しては抑じたいと存じます。それと並行して
功めは市井の議会等、この程度の額にはなりぬ追加更正をもうけや
いといと存じます。

二十八番（石川信義） 先程厚生本部長から言われたところ千五百万の取わけ
の功めと報告されたが、これは当然経常費であり、義務費であり
るが、三千年度つぎ年度追加更正をぬかすわけあり、なぜこの追加更正
をぬかすのか、国民代表の立場から又議会職員として誠にはずみ
しい次第です。三回にわたる追加された料は正式の議案として八十八に對
し追加追加更正等が明らかになつたものか、物に市長はまた
年度中、秋の責任にわづらふと言われますが、これは公職選挙法に基き

任期は四年と、政治的責任から今後衛生市長として行なう事もある
えうあります。又他の候補がわづらふ財政をづかこんだという事につい
ても政治的責任がわづらふ思ひます。一カ月なり二カ月で、市長の責任にわ
づらふを完全に消化する事は難しいと承るわけでございます。
いふにいたしても、私が申し上げましたのは当初組んだものに
対して雨多し衛生組合の処理費として、どのようなは議案で措置し
るにこのみ入の承え方をわづらふたいと思ひます。

（町長（瀬市清蔵）繰返えすようです。計上した予算が人おしく措置はや
るにいくわけでございます。申し上げるまでもなく五百二十万が私の任期で
あり、従つて後の点については現段階では承えつておかないわけでありま
す。もちろんこれ輸入内い、国に切勤をするかどうかは、今後の成程で
あります。その場合は事務引当に越え入おしく、私の所屬をいかに申し上げ
私の責任にわづらふという事はわづらふ面を念めての責任でございます。

算第四回についで議案第三十四号を議題に供しませう。本件についで厚
生委員令に審査を付託してありませう。又委員上から報告願ひませう。
六分番（村野弘一）御留めありませう。たりて審査報告をいたしませう。

(議案審查報告書附誌)

本件に對しなれば水道料金と、これに伴ふ人件費の増額料の更正を
り、委員会としては、物に異議なく決定したためよく仰せ
議を祈願し申し上ります。

議を勧願し申上り申す。

一、議長（前欄下）　こいより委員長報告に対する質疑を付いす。

(果議なしと好む者あり)

一議長(前橋正春)　こゝに於て質疑を結了いたします。おぼかりいたします。議果
第三十号は委員長報告の通り決するに附議ありとやん友。

(畢張氏) 以上各者

一議長商榷(春) 川界議はレと認む。よる議案第三面は不賛成

報告の通り可決した。レオした。

一議長より橋下春一日程第十五昭和三十一年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算第三回についで議案第三十五号を議題に供し、

二、村野氏一、仰指をいたしたうゝましたりや、審査報告をいたします。

議果審查報告書附誌

本件は国保の運営について、保額給付金の大幅な伸びがあり、二におかれ
 更正したわけがあります。財源としては、ほとんどが国庫負担金の増額
 で、当初は百五十万位の給付金的に三百五十万位にふえましたので追加更正を
 したわけでございます。その他職員の給付金改定により増でありますのでよろ
 しくお願いいたします。

議長(高橋千春) 二、より委員長報告に討ち当り質疑を行ないます。

(昇議なしと許可あり)

(議長(高橋平春) このにへく質疑を結了いたしました。おはめりいたしました。議案第二十五号は委員長報告の通り決するに御昇議ありませんか。

(昇議なしと許可あり)

(議長(高橋平春) 御昇議なしと認めます。よつて議案第二十五号は委員長報告の通り可決いたしました。

(議長(高橋平春) 日程第十四昭和三十一年度福生町公営住宅特別会計予算案
お更正予算案第一回につて議案第三十号を議題に供します。本件につ
いては厚生委員会に審査を付託してありますので委員長の審査報告
を願います。

(二番(村野外) 御報告をいたしたうございましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読)

本件につておしては歳入の増はるは更正なく歳入のつて職員への給与の増

に伴う増はるは更正でありますので委員会としてはお決する事に決
定いたしましたのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

(議長(高橋平春) このより委員長報告に対する質疑を付いたします。

(昇議なしと許可あり)

(議長(高橋平春) このにへく質疑を結了いたしました。おはめりいたしました。議
案第三十号は委員長報告の通り決するに御昇議ありませんか。

(昇議なしと許可あり)

(議長(高橋平春) 御昇議なしと認めます。よつて議案第三十号は委員
長報告の通り可決いたしました。

(議長(高橋平春) 日程第十五昭和三十一年度福生町公営住宅特別会計歳入歳
出追加更正予算案第一回につて議案第三十一号を議題に供します。本
件につては建設委員会に審査を付託してありますので委員長の報告
を願います。

一、二十三番（中面虎藏）の増加をいたしたのみ、審査報告をいたしき事。

(議果審查報告書附誌)

本件につき慎重に審査をし、このうち大きなものとしては、給子の関係であります。又、処理にわたるの補償の予算も計上されておられるのであり、いろいろお点から検討した結果、全量かゝるとし、原案通り決定したわけでございます。よろしく御審議の上、原案通り決定されることをお願いいたします。

一議長(高橋千登)より本員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと好評あり)

議長（商榷）これに質疑を銘記いたしき。切かりいたしき。議
案第27号は委員長報告の通り決す方に附議ありき人か。

一、異議なしと評定者あり一

一議長の府議士表し 仰界議のしと認めざる。よつて議案第二十五号は委員
長報告の通り可決いたした。

一議事(前欄参照) 日程第十(昭和三十一年度稲生町稲生都市計画稲生土地改良
整理事業特別会計歳入更正予算第一回についで議案第三十八号
を議題に供します。本件については建設委員会に審査を付託してあります
すので、委員長から報告願います。

二五番(中)虎藏一、指名ありしところ、審査報告をいたしす。

議案審查報告書初稿

第百回更正に功をしまして、主なもの、本委員会の報酬と、これかまた実
施されないないというところで措置さいて功を関係と、給子関係に功い
て更正さいて功をしまして、そのようにして、お願ひいたします。

一、議長（高橋正春）より委員長報告に対する質疑を行います。

一、單議決し、上野及石川に

議長（新橋千恵）これに反復疑を^{タテマツ}おこしたします。おはかりいたします。

議案第二十八号は委員長報告の通り決するに附帯議ありとせんか。

（果議なしと呼ぶあり）

（議長（高橋平春））而畢議なしと然りす。よつて議案第百二十八号は委員長の報告の通り決する事は可決いたした。

（議長（高橋平春））日程第百二十八号勸告の職員報酬及び費用弁償に關する案例の一部を改正する案例案、議案第百二十九号を議題に供します。本件はついでに総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

（議長（高橋平春））而指力を受けましたりて審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）

尚本件につきましては過般の本々議に付いて而指備を受けました修養指導員、社会教育委員会に對する報酬は當日、課りむかふという事、総務委員長より月額に訂正された事を再確認し、さうに駐留軍関係職者対策協議会委員に對するは板計の結果、昭和三十七年法律第百五十二

議案審査報告書朗読

（議長（高橋平春））而畢議なしと然りす。よつて議案第百二十八号は委員長の報告の通り決する事は可決いたした。よつて議案第百二十九号を議題に供します。本件はついでに総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

（議長（高橋平春））而指力を受けましたりて審査報告をいたします。

事は、予算上の問題について継続するかどうか、私はこのまま残すのでは
ないかと思ひます。他の委員会と照し合せて継続したいと言ひたいが駐
留軍関係等については報酬、費用併償等は上やないという事で受け
しなと思ひますので、今後この点上やう可能性あるのかどうか如何いた
します。

二十八番(石川信義) たいよう報告いたしました通り、他の委員会と足並を揃へて
るという事で、委員会としてはうまい次第でございます。従つてよく委員
会の報酬については、総務課長が原案を作成中で、議案を提出す
るまで他の委員会との均衡も考え、次の議会に提出するかどうかよくしく
お願ひいたします。

議案(高橋孝春) このたび質疑を結了いたしました。おはかりいたします。議案
第三十九号は委員長の報告の通り決するに附議ありと承知。

(附議ありと承知あり)

議案(高橋孝春) 附議ありと承知します。よろしく議案第三十九号は委員長の報
告の通り可決いたしました。

議案(高橋孝春) 日程第十八福生町特別会計条例案議案第三十九号を議題に供
します。本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告願ひます。

二十八番(石川信義) 附議ありと承知したりや委員会に審査報告をいたします。

(議案審査報告書附誌)

本件については地方自治法の一部改正による法律第七十九号の公布施行に伴い
新たに条例を定める必要が生じたためであり、附議ありの通り、場合計
はと審議の目的のために、公益質屋会計は公益質屋事業の目的の
ために、福生都市計画事業会計は国土整理事業の目的のために、ここ
に新たに条例が作られたわけですが、このようにしては慎重審議を
いたしました結果、原案通り可決いたしましたので、よろしく附議ありと原

米通り町可決の山ことをお願ひ申し上げた報告を申し上げます。

（議長「前橋千春」）このより委員長報告に対する質疑を行います。

（質疑はしとやみあり）

（議長「前橋千春」）このより質疑を終わります。おぼかりたいです。議案第三十号は委員長報告の通り決するから御異議ありませんか。

（異議はしとやみあり）

（議長「前橋千春」）御異議はしと認めます。よろしく議案第三十号は委員長報告の通り可決いたしました。

（議長「前橋千春」）日程第十四号前橋水道給水条例の全部を改正する条例案議案第三十号を議題に供します。本件につきおしつは厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

（付審「村野六」）御指込みがありましたので審査報告を申し上げます。

（議案審査報告書朗読）

本条例の改正に付しましては、水道事業を運営していただくための議案であり、全部を改正することと慎重に審議いたしました。十三日の議会におき、説明された通り、昭和三十一年六月に決した条例で、現行の条例は実際の運営等の上から、大分いいで、このを整備統合したものであります。大きな変更としては検査手数料が今日までは一律であったものを設計、材料、工事検査の三つに分けて、更情に適合するよう改正したわけ、委員会はこれは原案通りにお決したのであります。ひよつしく御審議の上原案通り町可決の山ことをお願ひする次第でございます。

（議長「前橋千春」）このより委員長報告に対する質疑を行います。

（質疑はしとやみあり）

（議長「前橋千春」）このより質疑を終わります。おぼかりたいです。議案第三十号は委員長報告の通り決するから御異議ありませんか。